

仕 様 書

1 業務名称 令和7年度「鳥取うみなみロード」モニュメント製作・設置業務（以下「本業務」という。）

2 目的

「鳥取うみなみロード」は、JR 境港駅から JR 東浜駅まで、鳥取県を東西に横断する全長 152 キロのサイクリングルートである。ナショナルサイクルルートの指定を目指す中、沿線各地にモニュメントを設置することで、地域の機運を高めるとともに、サイクリストの来訪促進、沿線地域の魅力向上、そして情報発信力の強化を図る。

3 委託期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

4 設置場所 以下の3箇所にモニュメントを設置すること。※詳細は仕様書別紙を参照

- ・西部：和田浜展望台（米子市和田町）
- ・中部：長瀬公園（湯梨浜町）
- ・東部：荒砂神社前（岩美郡岩美町浦富）

5 業務委託内容

(1) モニュメントの企画・デザイン・設計

- ア サイクリストが自転車と一緒に撮影できるサイズ・構造であること。
- イ 写真映えするフォトスポットとして活用できるものであること。
- ウ 年間を通じて、新たな集客が期待できるものであること。
- エ 設置場所周辺の環境と調和し、相乗的な効果を発揮するものであること。
- オ 3箇所のモニュメントのデザインを、地域の特性を踏まえ、作成すること。3箇所とも異なるデザインとすることが望ましいが、同一デザインとする場合には、色合いや素材等により地域ごとの特色を表現すること。
- カ 鳥取うみなみロードの公式ロゴを組み込むこと。
- キ 東部に設置するモニュメントは、自然公園法及び関係法令に従った設計・設置とすること。
- ク 魅力的なモニュメント等になるような追加提案（モニュメント等と一体的な地面へのペイントやデジタル技術を活用した魅力向上の仕組みなど）は妨げない。

(2) モニュメントの造形・製作・運搬・設置工事

- ア モニュメントの構造及び材質については、設置場所の条件を踏まえ、風水害、地震、屋外での長期の使用に係る経年劣化等への耐久性について考慮すること。
- イ 安全性に配慮して、容易に倒壊し、または損傷することのないような構造とすること。
- ウ 設置方向については、大山や海をバックに撮影できるよう配慮すること。
- エ 設計・制作・運搬・設置・付帯工事等の積算根拠を提出すること。
- オ 工事の施工にあたっては、設置場所の管理者である鳥取県西部総合事務所米子県土整備局、中部総合事務所県土整備局、浜浦富自治会の指示に従うこと。
- カ 本業務における東部のモニュメントの設置場所である荒砂神社前については、自然公園に指定されているため、設置工事に係る自然公園法に必要な手続きについては受託者で行うとともに、手続きについて1ヶ月程度を要することに留意すること。

(注意事項)

- ・設置にあたり、自然公園法上の「広告物の設置等」に該当し、許可基準は別添の「自然公園法施行規則第11条第21項第3号」が適用。
- ・形状、色彩等については、別添の「山陰海岸国立公園管理運営計画書（エ. 広告物の設置等（イ）その他の広告物）」の審査基準に適合する必要がある。

※なお、上記の基準に適用するかは、事前に以下の連絡先までご連絡ください。

(連絡先) 鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課 0857-26-7200

キ 本仕様書に定めのない事項、具体的な内容やスケジュール等については、県と協議のうえ進めること。

(3) 打ち合わせ等

ア 業務委託を適正かつ円滑に履行するため、県と受託者は、常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を質すものとし、その内容については、その都度、受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

イ 業務着手時、設置・施工着手前に、県と受託者は打ち合わせを行うものとし、その結果については、受託者が打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

(4) 設置完了時期 令和8年2月末まで

6 業務管理

- (1) 受託者は、業務遂行に当たり関係法令を遵守し、常に適切な業務管理を行うものとする。
- (2) 本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。

7 提出物

- | | |
|----------------------------|------------|
| (1) 業務報告書（デザイン図、設計図書） | 1部 |
| (2) モニュメントの完成写真及び設置工事の工事写真 | 1部 |
| (3) 打ち合わせ記録簿 | 1部 |
| (4) 上記（1）～（3）の電子データ | 1式（電子記録媒体） |

8 納品先

- (1) 詳細なモニュメントの設置個所については、県と協議して決定するものとする。
- (2) モニュメント以外の成果品は、下記に納品する。

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県 輝く鳥取創造本部 観光交流局 観光戦略課

9 その他

- (1) 本業務を達成するために必要な一切の経費は、受託者の負担とする。
- (2) 本業務の遂行中、受託者が第三者に損害を与えたときは、速やかに県へ報告し、その損害賠償の責任は受託者が負う。
- (3) 本業務の遂行中、事故があったときは、適切な処置をとるとともに、速やかにその詳細を県へ報告すること。
- (4) デザインに係る著作権はすべて鳥取県に帰属する。また、デザインについて鳥取県は二次利用できるものとする。
- (5) 業務の実施にあたり、第三者（鳥取県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著

作権処理等、利用に必要な措置を講じること。

- (6) デザインについて第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- (7) 設置から3年以内に、構造の破損、固定の不具合、著しい退色や劣化等の不具合が発生した場合は、受託者の責任において、必要な修繕等の対応を行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項又は、この仕様書に疑義の生じた事項については、鳥取県と受託者が協議して定める。